**平成２３年（フ）第４０号**
広島市西区草津新町２丁目21番２―306号、開始決定時の住所広島市西区田方３丁目1481番地の１　サンシティー田方308号室
破産者　木下　雅樹
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２８７号**
広島市安佐南区緑井１丁目27番４―204号
破産者　新田　峰子
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１１号**
大分県別府市大字北石垣1114番地の１　サンルピナス21―407号
破産者　大串　定成
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第３４２７号**
北海道北広島市大曲光１丁目６番地７
破産者　八巻江美子
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３７２９号**
札幌市厚別区厚別中央２条６丁目５番40号第２広地マンション８号
破産者　岩城　基一
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３５０号**
札幌市東区北10条東９丁目３番８号　セラミック札幌305号
破産者　山田　正次
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第５５５号**
札幌市中央区大通西８丁目２番地40　クレアシティ大通公園802号、開始決定時の住所札幌市北区北18条西６丁目２番38―305号
破産者　河合　雅毅
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第１４号**
岩手県久慈市田屋町１―24―７　アップル田屋102号室、住民票上の住所岩手県久慈市栄町第32地割88番地40
破産者　三河　大樹
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２３年（フ）第１１２７号**
横浜市南区清水ケ丘210番地４　エキスプレス清水ケ丘101
破産者　佐藤　誠二
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０９号**
富山県滑川市領家町47番地２
破産者　土井　隆一
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１６８号**
長野県上田市常磐城2381番地76、開始決定時の住所長野県上田市中之条474番地７
破産者　東　　國明
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第６５号**
京都市下京区花屋町通室町西入乾町292番地、住民票上の住所京都市東山区本町２丁目69番地　パークホームズ103
破産者　藤岡伸次郎
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８７号**
京都府八幡市八幡吉野14番地の３、前住所大阪府枚方市山之上北町17番12号
破産者　小南　雅秀
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第４５号**
神戸市西区玉津町上池32番地の１
破産者　岡嶋　和子
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第６９号**
神戸市西区学園西町７丁目１番地735―402号、旧住所神戸市須磨区多井畑東町20番地の10
破産者　重冨　美江
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第３号**
山口県山陽小野田市高千帆２丁目21番６号
破産者　井上　　武
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２２年（フ）第６４号**
長崎県平戸市生月町舘浦280番地、旧住所佐賀県鳥栖市平田町3106番地110　ビップコートヒル302
破産者　西澤　祐輔
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２２年（フ）第２４２９号**
札幌市豊平区平岸２条３丁目２番１―201号田中方、申立時の住所札幌市豊平区美園７条２丁目２番５号　７・２ハイツ１Ｆ右
破産者　佐々木眞由美
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部